



2025年5月28日

各 位

会 社 名	株式会社 Q L S ホールディングス
代表者名	代 表 取 締 役 社 長 雨 田 武 史 (コード番号：7075 東証グロース市場・名証ネクスト市場)
問合せ先	取締役 C F O 管理本部長 豊田 尚孝
T E L	06-6575-9845
U R L	https://www.qlshd.co.jp/

監査等委員会設置会社への移行及び定款の一部変更並びに役員人事に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2025年6月開催予定の第7期定時株主総会での承認を条件として、「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」へ移行すること及びこれに必要な定款の一部変更を行なうことについて、同定時株主総会に付議することを決議しました。

また、これに伴い、本日付で、同定時株主総会に付議する取締役候補者についても決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

当社は、取締役会の構成や運営方法をはじめ、コーポレートガバナンスに関する諸施策の見直しを検討した結果、取締役会の「経営の監督」および「中長期的な経営戦略・方針の審議・評価」などのモニタリング機能のさらなる強化の観点から、「監査等委員会設置会社」へ移行することといたしました。

これにより、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることで取締役会の監督機能をさらに高度化するとともに、監査等委員会と内部統制・監査部門との指示・連携体制強化により執行に対する監査の実効性も充実させます。

取締役会における経営方針や中長期の経営戦略に関する議論を一層深化させ、外部環境の変化への対応力をより強化し、上場維持基準に適合できるよう、企業価値の向上に取り組んでまいります。

(2) 移行の時期

2025年6月開催予定の第7期定時株主総会において、必要な定款変更について承認をいただき、監査等委員会設置会社へ移行する予定です。

2. 定款の一部変更

(1) 定款変更の目的

監査等委員会設置会社へ移行するにあたり、監査等委員会及び監査等委員である取締役に関する規定の新設、監査役及び監査役会に関する規定の削除など、所要の変更を行いません。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は、別紙記載のとおりです。

(3) 変更の日程

定款一部変更のための株主総会開催日 2025年6月27日(金) 予定

定款一部変更の効力発生日 2025年6月27日(金) 予定

3. 役員人事

(1) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者

(2025年6月27日開催予定の当社第7期定時株主総会に付議予定)

氏名	新役職名	現役職名
雨田 武史	代表取締役社長	同左
光田 佳生	専務取締役	同左
大畑 清香	取締役	同左
豊田 尚孝	取締役	同左
川畑 大輔	社外取締役	同左

(2) 監査等委員である取締役候補者

(2025年6月27日開催予定の当社第7期定時株主総会に付議予定)

氏名	新役職名	現役職名
伊藤 栄治	取締役 監査等委員（常勤）	監査役（常勤）
赤木 啓輔	社外取締役 監査等委員	新任
白崎 識隆	社外取締役 監査等委員	新任

(3) 退任予定の監査役（監査等委員である取締役に就任するものを除く。）

(2025年6月27日開催予定の当社第7期定時株主総会終結の時をもって退任予定)

氏名	現役職名
伊藤 玲男	社外監査役（非常勤）
前田 英倫	社外監査役（非常勤）

以上

【別紙】定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第1章 総則 第1条～第3条 (条文省略) (機関構成) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条 (条文省略)</p> <p>第2章 株式 第6条～第11条 (条文省略)</p> <p>第3章 株主総会 第12条～第18条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数) 第19条 当社の取締役は、<u>3</u>名以上とする。 (新設)</p> <p>(取締役の選任方法) 第20条 取締役は、株主総会において選任する。 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (新設)</p> <p><u>2</u> 補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了する時まで、増員により選任された取締役の任期は、その選任時に在任する取締役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>第1章 総則 第1条～第3条 (現行どおり) (機関構成) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (3) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p>第2章 株式 第6条～第11条 (現行どおり)</p> <p>第3章 株主総会 第12条～第18条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数) 第19条 当社の取締役は、<u>5</u>名以上とする。 <u>2 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役 (以下、「監査等委員」という。)は、3名以上とする。</u></p> <p>(取締役の選任方法) 第20条 取締役は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において選任する。</u> 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>2 前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>3 補欠として選任された監査等委員でない取締役の任期は、退任した監査等委員でない取締役の任期の満了する時まで、増員により選任された監査等委員でない取締役の任期は、その選任時に在任する監査等委員でない取締役の任期の満了する時まで</u></p>

<p>(新設)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(新設)</p> <p>第23条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第25条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第26条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>第27条 (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第29条 (条文省略)</p>	<p>とする。</p> <p>4 <u>補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって<u>監査等委員でない取締役の中から</u>代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、<u>監査等委員でない取締役の中から</u>取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(業務執行の決定の取締役への委任)</p> <p>第23条 <u>当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第24条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第26条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>第28条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して</u>定める。</p> <p>第30条 (現行どおり)</p>
---	---

第5章 監査役及び監査役会	(削除)
(監査役の員数)	(削除)
第30条 当社の監査役は、3名以内とする。	
(監査役の選任方法)	(削除)
第31条 監査役は、株主総会において選任する。	
2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	(削除)
(監査役の任期)	(削除)
第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	
2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	(削除)
(常勤の監査役)	(削除)
第33条 監査役会は、その決議によって監査役の中から常勤の監査役を選定する。	
(監査役会の招集通知)	(削除)
第34条 監査役会の招集通知は会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、その期間を短縮することができる。	
2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。	(削除)
(監査役会の決議の方法)	(削除)
第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。	
(監査役会の議事録)	(削除)
第36条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに署名もしくは記名押印又は電子署名する。	
(監査役会規程)	(削除)
第37条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。	
(監査役の報酬等)	(削除)
第38条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。	

<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第39条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>2 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>第5章 監査等委員会 (常勤の監査等委員)</p> <p>第31条 <u>監査等委員会は、その決議によって監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第32条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>(監査等委員会の決議の方法)</p> <p>第33条 <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査等委員会規程)</p> <p>第34条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
<p>第6章 会計監査人 第40条～第41条（条文省略）</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第42条 会計監査人の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得てこれを定める。</p>	<p>第6章 会計監査人 第35条～第36条（現行どおり）</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第37条 会計監査人の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得てこれを定める。</p>
<p>第7章 計算 第43条～第46条（条文省略）</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第7章 計算 第38条～第41条（現行どおり）</p> <p>附則 (監査役の責任免除に関する経過措置)</p>

	<p><u>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、第 7 期定時株主総会終結前の行為に関する任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>
--	--